

会議名 令和5年度手数料適正化検討委員会

◇詳細－政策経営部財政課 電話 03-4566-2521

附属機関又は 会議体の名称		手数料適正化検討委員会
事務局（担当課）		政策経営部財政課
開催日時		令和5年12月20日
開催場所		本庁舎政策経営部会議室
議 題		豊島区手数料条例の改正について
公開の 可否	会 議	非公開
		非公開・一部公開の場合は、その理由 会議を公開することにより、公正かつ円滑な運営に支障があるため非公開とする。
	会議録	一部非公開
		非公開・一部公開の場合は、その理由 会議を公開することにより、公正かつ円滑な運営に支障があるため一部非公開とする。
出席者	委 員	区民部長（副委員長）、財政課長（副委員長）、企画課長、総合窓口課長、生活衛生課長、建築審査担当課長
	事務局	財政課2名
会議次第		(1) 議題の案件について説明 (2) 質疑応答

◎ 会議の概要等

下記の議題について、所管課長、事務局担当者より説明を行った。

1 豊島区手数料条例の改正について（資料1）

（1）戸籍法の一部改正に伴う、手数料徴収事務拡大による所要の改正及び手数料の新設（総合窓口課）

戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第17号）の施行に伴い、本籍地が豊島区以外の戸籍も本区で交付が可能となるため、交付等事務が拡大される。については、『地方公共団体の手数料の標準に関する政令』の改正に基づき、当該事務内容の追加及び手数料額の新設を行いたい。

⇒改正案について承認した。

【委員からの質問とそれに対する回答】

・除籍に関する証明について、戸籍と手数料額が異なる理由は何か。

⇒戸籍と比べ、受付、検索、作成、検査等の一連処理に時間がかかるため、手数料が異なっている。

・今回の手数料額は、国から標準的な額が示されているのか。

⇒『地方公共団体の手数料の標準に関する政令』にて示されており、他区も改正を行う予定である。

会議の結果	・提示された豊島区手数料条例改正案について、手数料適正化検討委員会で承認したものとし、令和6年第1回定例会に豊島区手数料条例改正案を上程する。
提出された資料等	資料1（1-1他） 豊島区立手数料条例改正新旧対照表、説明資料等【総合窓口課】
その他	なし